

日進市で 500 m²以上の土地の用途変更や造成、 500 m³以上の土砂の埋立てなどをご計画される方へ

日進市開発等事業に関する手続条例に基づく手続を行ってください

日進市では、秩序ある土地利用と良好な住環境の形成を図ることを主目的として、開発等事業を行う上での事業計画の事前明示や届出の手続を定めた「日進市開発等事業に関する手続条例」を、平成 18 年 4 月 1 日から施行しています。

本市内で、土地の用途や区画形質を変更する際、区域面積 500 m²以上の場合又は埋立て等に係る土砂の容積が 500 m³以上の場合、関係する法的手続(宅造許可申請、砂防許可申請、農地転用許可申請など)を開始する前に、条例に定める「特定開発等事業」の手続を必ず行ってください。

※なお、建築を目的とした造成行為等の場合には、面積を問わず「宅地開発」としての手続が必要です。

- ◆手続条例とは別に「日進市土砂の採取及び埋立てに関する条例」の適用を受ける可能性があります。詳しくは農政課までお問合せください。
- ◆手続にはおおむね 1 か月半から 2 か月の期間がかかりますので、余裕をもって事業をご計画ください。
- ◆手続の際、事業区域の境界から 50m(事業区域が 1 ha 以上の場合は 100m) 範囲内の住民を含む建物占有者・土地建物所有者と地元地縁団体等の代表者に対し事前説明をさせていただきます。
- ◆墓地造成につきましては、環境課までお問合せください。

1 次のような行為を行う前に手続が必要です

- ◎農地、山林、雑種地などでの土砂の採取や埋立て
- ◎農地の改良
- ◎木竹の伐採
- ◎水面の埋立て
- ◎駐車場や資材置き場その他土地の造成
- ◎土地改良事業（補助金の交付を受けないもの）

2 主な規制と注意事項

- ①手続に際して、隣接地の所有者の同意を確認できる書類の提出が必要です。
- ②行為を行う土地(筆)は、境界の確定が必要です。
- ③土砂の採取や埋立てを行う場合、掘削の工法や角度などが決められています。
- ④土砂の埋立てを行う場合、埋立てに用いる土砂は、環境基準を満たしているものしか使用できません。

⑤農地、山林で土砂の採取を行う場合、採取した土砂の使用目的と搬出先を明示していただきます。

⑥農地で土砂の採取を行った後は、速やかに農地への復旧をしなければなりません(工事施工開始から1年以内)。また、埋戻しに際しての嵩上げはできません。

⑦農地の改良を行う場合、掘削できる深さは現状の耕作面より60cmまで、埋立てできる高さは、畔を基準として周囲の最も低い道路の高さまでとし、耕作面は道路より30cm以上低くしなければなりません。また工事期間は3ヵ月以内に制限されます。

⑧山林で土砂の採取を行った後は、速やかに山林への復旧をしなければなりません(工事施工開始から2年以内)。また、埋戻しに際しての嵩上げはできません。

⑨木竹の伐採を行う場合、伐採した木竹の処分方法と処分先を明示していただきます。
ただし、①、②、③、④、⑨については、駐車場の造成の場合を除きます。

⑩浸透枡、透水性舗装などの地下浸透対策や貯留施設の設置など、雨水流出抑制を行っていただきます。

ただし、調整池設置等の雨水流出抑制対策が行われている土地区画整理事業施行区域等を除きます。

⑪工事の安全対策基準

- ・ 施工中、事業区域の周囲全てに侵入防止柵を設け、門扉を設置していただきます。
- ・ 表層5cm未満の道路や耐荷重25t未満の橋梁は、原則として大型自動車の通行を認めません。
- ・ 工事用車両の通行により道路や水路を損傷した場合、事業者負担で補修していただきます。
- ・ 工事の際、通学路の工事用車両の通行は原則児童生徒の通学時間帯を避けるなど、児童生徒の安全対策を講じていただきます。
- ・ 工事の際には、騒音・振動などの公害防止、土砂の飛散防止、汚濁水の排水施設への流出防止、道路や水路への土砂の流出防止などの対策を講じていただきます。

こちらに記載のない規制や例外規定などもあります。
手続の際、必ず関係機関と協議してください。



詳しくは…

- ・ 日進市 HP (<http://www.city.nisshin.lg.jp/>) のサイト内検索で「開発」と入力
⇒ 一番上の「日進市開発等事業に関する手続条例 | 日進市」のページをクリック！
- ・ 【市街化調整区域】日進市農政課 ☎0561-73-2197 FAX0561-73-1821
- ・ 【市街化区域】日進市都市計画課 ☎0561-73-2049 FAX0561-73-1821